

子育て応援事業 (中土佐町ニコニコ赤ちゃん券)



子育て世帯の負担を軽減し、子どもを生み育てやすい環境づくりを目的とした事業です。
乳幼児を養育する保護者に対し、その乳幼児が使用するおむつ及びおしり拭きシートの購入費用を助成します。

対象者

- ・対象児：交付申請時に本町に住所を有する**生後36か月末満の者**。
- ・保護者：本町に住所を有する対象者の養育者、未成年後見人等であって現に対象者を監護している者。

※ただし、保護者及びその同一世帯員が生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）による保護を受けていない場合に限る。

対象品目

- ・**おむつ・おしり拭きシート** ※ニコニコ赤ちゃん券利用可能店舗で購入した商品に限る

助成期間・内容

- ・助成期間：対象児が出生した日から満3歳に達する日まで。

申請	生後月齢	発行枚数	助成金額 (1枚：1,000円)	有効期限
第1期	0～3か月	30	30,000円	3歳の誕生日の前日まで有効
第2期	4～10か月	20	20,000円	
第3期	11～15か月	20	20,000円	
第4期	16～23か月	20	20,000円	
第5期	24～35か月	10	10,000円	

申請方法

- ①こどもセンター窓口に来所（申請窓口は、こどもセンターに限定させていただいております。）
- ②申請書に必要事項を記入。※印鑑と母子健康手帳をご持参ください。
- ③中土佐町ニコニコ赤ちゃん券を申請者に交付。

使用方法

- ・ニコニコ赤ちゃん券利用可能店舗：町内の**コメリ・ツルハ**

上記の3店舗でおむつ・おしり拭きシートを購入の会計時に券を使用します。

1回あたりの利用枚数に限りはありませんが、対象製品の購入額が額面の総額と同額の場合または上回る場合に利用できます。なお、購入額が額面を上回る場合の差額は、この券の利用者が負担することになります。おつりが発生する場合は、利用できません。

【使用例】

❖おむつ・おしり拭きシート900円に対して券1枚を利用する
→100円のおつりが発生するため、券は使えない。

○おむつ・おしり拭きシート1,000円に対して券1枚を使用する
→券1枚分の金額のため、券は使える。

○おむつ・おしり拭きシート1,100円に対して券1枚を使用する。
→券1枚と、差額の100円の支払いが生じる。

注意

以下に該当した場合、券の利用ができません。場合によっては、券の額面に相当する金額の全部または一部の返還が発生することがあります。

- ・対象者あるいは申請者が死亡し、又は町外に転出したとき。
- ・正当な理由なく氏名や住所が変更した旨の届出を怠ったとき。
- ・券を第三者に譲渡し、又は使用させたとき。
- ・申請者が対象者を養育しなくなったとき。
- ・券の記載事項を改変して使用したとき。 など